

及び発達障がい者等雇用企業応援研修を行うとともに、平成28年度には、従来から特別支援学校の就労支援で協力関係にある事業所、関係団体と県及び県教育委員会の3者で、全国初となる「徳島県立特別支援学校の生徒等の就労支援活動に関する協定」を締結しました。

- 特別支援学校における就業体験の協力事業所開拓のため、新たに118事業所に対して就労支援の重要性について説明を行い、94事業所から就業体験受入れの同意を得ました。
- こうした取組を通して、本県の特別支援学校高等部卒業生のうち事業所等への就職率は、平成22年度の26.0%から平成28年度には37.1%となり、徐々に上昇しています。

課題

- 高等学校に在籍する特別な支援の必要な生徒に対して、特別支援学校の指導内容や方法を参考にし、就労に関するスキルや意欲を高める指導の在り方を検討する必要があります。
- 特別支援学校においては、幼児児童生徒の将来を見据えたキャリア教育の推進、高等部生徒の働きたい想いに応える就労支援の充実、文化・芸術活動及び体育・スポーツ活動の充実による生活の質の向上を目指した取組が重要です。

(5) 行動につながる人権教育の推進

背景

- 「徳島県人権教育推進方針」に基づき、すべての人の人権が尊重される社会づくりを目指し人間の尊厳や生命の尊さを基盤にすえた人権共存社会の実現に向け、差別やいじめを許さない人権教育を推進するため、学校の教育活動全体を通じて人権教育を推進・充実し、児童生徒の確かな人権感覚や実践力を育てることが重要です。

成果

- 新たな人権課題に対応するため「徳島県人権教育推進方針」への内容の一部追記及びその手引書「“あわ”人権ハンドブック プラス」を作成し、実践的な行動につながる人権教育を推進しました。
- 各学校では、学校や地域の実態に応じた人権教育目標に基づき人権教育年間計画を策定し、学校の教育活動全体を通じて人権教育を推進しました。
- 教員のライフステージに応じた人権研修を行い、指導内容や指導方法の工夫・改善等の向上を図りました。
- 「中・高生による人権交流事業」では学校・校種を超えた生徒が集い、人権について語り合うことを通して、人権尊重の理念を正しく理解し、様々な人権問題を解決する実践力を身に付けた生徒の育成を図りました。
- 徳島県人権教育指導員制度や「性的マイノリティ」学校教育支援事業を活用することにより、様々な人権課題に対応した講師を学校に派遣し、教員の人権意識の高揚と学校支援を図りました。

課題

- いじめの未然防止や様々な人権課題に対応していくために、引き続き指導内容や指導方法の工夫・改善を行う必要があります。
- 「教育に関する県民意識調査」の結果（巻末 参考資料1(9)）によれば、「自尊感情」や、「まわりの人を大切に作る心や態度」、「互いのちがいを多様性を認めることができる力」の

育成が、学校での人権教育に期待されていることから、こうした態度や力の育成に向けて実践的な研究を進めていく必要があります。

- 「中・高生による人権交流事業」では校種の枠を超えて交流を図り、交流方法や活動内容を工夫した上で、様々な人権問題を主体的に解決する実践力を身に付けた次世代のリーダーを育成していく必要があります。

(6) 豊かな感性を育む芸術文化活動の推進

背景

- 中学校において、課外活動としての部活動に所属している生徒のうち約22%が、また、高等学校においては約39%の生徒が文化部に所属しています。活動内容としては、吹奏楽や美術、書道のほか、人形浄瑠璃や阿波おどりなど伝統文化に関する活動が見られます。

成果

- 平成27年に徳島県中学校文化連盟が発足し、徳島県中学校総合文化祭が初めて開催されました。(再掲)
- 文化芸術分野のリーディングハイスクールに指定した名西高校において、スキルアップを図るための取組等を支援するとともに、各高校においても、県高等学校総合文化祭をはじめ、近畿・全国高等学校総合文化祭への参加が積極的となり、県内のみならず、県外の高校生との芸術文化の交流が活発に行われました。

課題

- 各学校においては、児童生徒の豊かな感性や情操を養うため、個性豊かに芸術文化活動に取り組めるよう、活動の意義や必要性の啓発に努める必要があります。
- 優れた芸術文化についての情報や体験活動の機会を積極的に提供し、児童生徒の芸術文化活動に対する意欲や態度を活性化する必要があります。
- 外部人材や文化団体と連携し、学校や地域の実情に即した、多様で魅力的な芸術文化活動を推進する必要があります。

3 「基本方針3 人権を尊重し、社会全体で取り組む教育の実現」について

(1) 学校・家庭・地域の連携の推進

背景

- 地域の人々が、様々な教育支援活動に参画することを通して、地域ぐるみで子どもたちを育てていく必要があります。
- 平成28年4月、「徳島県家庭教育支援条例」が施行され、家庭教育を地域全体で支援する社会的気運の醸成が図られています。
- 平成29年4月、「徳島県読書活動の推進に関する条例」が施行され、すべての県民が読書活動に取り組む環境づくりを推進しています。

成果

- 保護者や地域との交流を図るため、「とくしま教育の日(週間)」を中心に、オープンスク

ールなど県民が参加できる数多くの事業を開催し、開かれた学校づくりを推進しました。

- 学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校等が学校運営の改善を図るとともに、評価結果等を保護者等に公表する取組を推進しました。保護者や地域住民などの学校関係者等による評価を広く公表している公立学校の割合は、100%（平成27年度）となっています。
- 保護者同士が子育てや家庭生活をテーマに、楽しく和やかな雰囲気の中で学びあうための「とくしま親なびプログラム集（家庭教育学習プログラム集）」を作成（平成28年度）するとともに、保護者同士のワークショップを実施することにより、地域や学校で家庭教育を支援する「とくしま親なびげーたー（ファシリテーター）」を養成（平成28年度は32名）し、その派遣制度を創設しました。
- 学校・家庭・地域の連携の要となるPTA活動の活性化を図るため、PTA会長や指導者に対する研修会を実施しました。また、家庭の教育力向上に向けて、父親、祖父母、高校生等の多様な主体を対象とした家庭教育に関する講座を開講しました。
- 子どもの基本的な生活習慣確立の気運を高めるため、「早寝 早起き 朝ごはん」運動の周知・啓発を行いました。
- 人権教育総合推進地域を指定し、学校・家庭・地域が一体となった人権教育の総合的な取組を推進し、その成果を県のホームページ上で公開するとともに、様々な人権課題をテーマとした人権教育資料を作成し、学校・家庭・地域で活用されるよう提供しました。
- 学校と保護者・地域住民が、力を合わせて学校の運営に取り組むコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を活用している地域では、子どもと地域住民との交流により、子どもの安全・安心の確保や、子どもに地域の一員であるという自覚が高まるなどの効果が現れ、学校・家庭・地域の信頼関係が深まりました。
- 「学校支援地域本部」設置による学校支援の取組は、9市町22本部（平成28年度）で行われており、地域が学校を支援する体制が広がりました。また、学校を支援している地域団体等を学校の応援団として認証する学校サポーターズクラブについては、79クラブ（平成28年度）を認証しました。
- 放課後の子どもの安全・安心な活動拠点づくりを行う放課後子供教室は、17市町村と徳島聴覚支援学校において47教室（平成29年度）が設置されており、地域の人々の参画を得ながら、多様な取組が行われ、学習やスポーツ、地域の自然や歴史、文化への興味・関心を高める活動が推進されました。
- 全市町村で策定されている「子どもの読書活動推進計画」に基づき、おはなし会や講演会などが開催されました。また、「とくしまの子どものためのブックリスト100プラス」掲載本を紹介するPOP・コメント作品には多くの応募が寄せられ、「とくしま赤ちゃんのためのブックリスト100ジャスト」は乳児健診などで積極的に保護者に配付されるなど、読書に親しむ機会の提供と読書環境の充実に努めました。

課 題

- 「とくしま教育の日（週間）」の効果的な事業の実施とともに、さらに広く県民に事業を普及・啓発する必要があります。
- 学校評価に関する調査結果を踏まえ、学校評価結果を広く公表し、PDCAサイクルにより改善・検証を継続する必要があります。

- 放課後子供教室や学校支援地域本部では、取組を支えるコーディネーターや指導員など専門的知識を持った人材の確保が重要となります。地域ぐるみで子どもたちを育てるという視点に立ち、学校・家庭・地域が連携して実施する様々な活動を継続して支援するとともに、活動を推進する指導者の養成が必要です。
- 「教育に関する県民意識調査」の結果（巻末 参考資料1(3)(4)(5)）によれば、小・中・高等学校のいずれにおいても、「基本的な生活習慣を身につける」ことに力を入れてほしいと回答した保護者の割合は、県民（e-モニター）及び教職員の割合を下回っていますが、生活習慣の確立は家庭ぐるみの取組が不可欠となります。

（２）幼児期の成長を支える取組の推進

背景

- 幼稚園等においては、「遊び」という直接的・具体的な体験を通して、興味・関心を広げ、人とのかかわり、仲間との協働的な経験、規範意識や思考力の芽生えなど、大切な学びを獲得し、生涯にわたる「生きる力」の基礎を育むための保育・教育を進める必要があります。

成果

- 平成27年3月に策定した「徳島県幼児教育振興アクションプランⅡ」において、県、設置者、幼稚園等の各責任を明確にし、すべての幼児に対して質の高い教育・保育が行われるよう取組を推進しました。
- 保育事業連合会と連携し、保育士・保育教諭・幼稚園教諭が共に学ぶ機会を増やし、保育者としての資質及び専門性の向上を目的とした研修の充実を図りました。
- 文部科学省からの委託事業「幼児教育の推進体制構築事業」を受け、徳島県保育・幼児教育センターを設立し、アドバイザー事業として幼児教育施設への訪問指導を行い、教員の資質及び専門性の向上を図りました。
- 「幼児教育の推進体制構築事業」において、2つのモデル地域を指定し、保育所・幼稚園から小学校への円滑な移行に向け、発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育に取り組むとともに、その実践成果について県下全域への広報・普及を図りました。

課題

- 「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」が改訂され、共通の方向性をもって保育・教育にあたることが求められています。
- 保育者のキャリアステージにおける育成指標を明確にし、各時期において身に付けるべき資質・能力を定着させる研修計画の見直しが求められています。
- 幼稚園等、家庭、地域社会がそれぞれの教育機能を発揮しながら連携し、ネットワークを構築することにより、子どもの日々の生活の連続性を踏まえた保育・幼児教育を推進する必要があります。

（３）社会教育における人権教育の充実

背景

- 「徳島県人権教育推進方針」に基づき、すべての人の人権が尊重される社会の実現に向け、学校教育と連携を図りつつ、社会における人権教育を推進しています。それぞれのライフス

ページに応じた多様な学習活動・研修会等を通じて、同和問題をはじめ様々な人権問題についての理解と人権尊重の精神の涵養を図る必要があります。

成 果

- 県内各市町村の人権教育の実施状況を把握するとともに、各市町村が互いの情報を共有できる機会を設け、人権教育の推進・充実を図りました。
- 「社会教育における人権教育資料」を作成し、市町村教育委員会やP T Aの研修会をはじめ、様々な研修の機会を活用されました。
- 生活や文化を豊かにするための学習に取り組んでいる識字学級と、学校との交流学习を推進しました。

課 題

- 地域社会において先頭に立って人権教育を推進する指導者の養成が必要です。
- 社会教育における人権教育の取り組みに対して、定期的に点検・評価を行い、取組の改善につなげることが必要です。
- 人権問題への理解を深める貴重な機会である識字学級との交流を、充実させることが必要です。

(4) 地域の教育に貢献する人材の育成

背 景

- 地域社会において、人権教育の推進や課題解決に取り組むことのできる人材、地域住民と団体等の効果的な連携・ネットワークを構築できるコーディネーターやファシリテーターの養成が求められています。

成 果

- 社会教育における人権教育の推進・充実を担う、人権教育推進者を養成するための研修を行いました。
- 人権の視点に立って活動している県内の大学生によるサークル等を対象に、活動の充実・向上のための研修会の開催や、学校等へ派遣し実践の機会の提供を通して、地域に貢献できる人材の育成に取り組みました。
- 社会教育関係者を対象に社会教育研修大会を開催し、事例報告やワークショップを通して、多様な分野・年齢層の団体・個人の交流を図り、活動の活性化を促進しました。
- 社会教育ファシリテーター養成研修会を開催し、地域で住民の主體的な課題解決のための活動を支援する人材の育成に取り組みました。
- 保護者同士が子育てや家庭生活をテーマに、楽しく和やかな雰囲気の中で学びあうための「とくしま親なびプログラム集（家庭教育学習プログラム集）」を作成（平成28年度）するとともに、保護者同士のワークショップを実施することにより、地域や学校で家庭教育を支援する「とくしま親なびげーたー（ファシリテーター）」を養成（平成28年度は32名）し、その派遣制度を創設しました。（再掲）

課 題

- 人権教育・啓発を進めるための企画力・指導力のある人権教育推進者を養成する必要があります。

- 人権の視点に立って活動をしている県内の大学生によるサークル等のネットワークを充実させ、地域で活動できる場を多く提供することにより、人権教育の次世代リーダーの育成につなげることが必要になります。
- 多様な社会教育関係者のネットワークを構築し、連携・協働して地域課題の解決にあたる新たな活動が促されるよう取組をさらに進める必要があります。
- ファシリテーション能力を身に付けた社会教育関係者が、主体的に地域課題解決に向けた活動に取り組めるよう支援する必要があります。
- 「とくしま親なびプログラム集（家庭教育学習プログラム集）」を活用し、保護者同士をつなぎ支え合う学びの場を、様々な機会を捉えて提供することが必要です。

4 「基本方針4

夢と希望に向かって学び続ける教育の実現」について

(1) 学びの環境の充実

背景

- 生涯学習社会の実現に向けて、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる環境の充実が必要であるとともに、多様な生涯学習情報を県民に提供することが求められています。

成果

- 本県の芸術・文化の中核施設である文化の森総合公園は、平成22年に鳥居龍蔵記念博物館を加え、図書館、博物館、近代美術館、文書館及び二十一世紀館と合わせて6館体制で運営しており、平成28年度には、来館者が2,000万人を突破しました。
- 図書館、博物館、文書館において資料のデジタルコンテンツ化を進めるとともに、ユニバーサルミュージアム事業や文化の森25周年事業においては、わかりやすい案内板の設置や多言語表示などを行い、障がい者や外国人、高齢者にも利用しやすい施設整備を進めました。
- 総合教育センターでは、女性のためのスキルアップ講座や父親カルネサンス推進講座、孫育て楽しみ隊講座等の実施を通して、地域の活性化を担う人材の育成に取り組みました。
- マナビィセンター（総合教育センター1階）における平成28年度の来館者数は、52,875人でした。マナビィセンターでは、学習相談コーナー、図書コーナー、視聴覚ライブラリー等を設け、県民への学習支援を行うとともに、マナビィセンター主催講座をはじめ、各種講座を開設しています。
- 多様な学習情報を提供するために、県と市町村及び県内生涯学習関連施設が連携し、収集した生涯学習情報をデータベースとして集積し、インターネットを利用して情報を発信しています。平成27年度のアクセス回数は64,982回、平成28年度は56,919回でした。
- 県立牟岐少年自然の家においては、子どもの健全育成を図るため、小・中学生に自然体験や集団宿泊体験の機会を提供するとともに、地域性を生かした主催事業を実施し、利用者の満足度の向上に努めました。
- 社会教育の中核を担う公民館等の職員を対象とした研修会を開催し、職員の意識やスキルの向上に取り組むとともに、公民館等相互の交流を促進しました。また、公民館等の社会教育施設と社会教育団体との連携・ネットワークを推進するため、社会教育研修大会を開催し

ました。

課題

- 県立博物館開館60周年（2019年）、文化の森開園30周年（2020年）を迎えるに当たり、これまで蓄積してきた資料や情報、調査研究の成果の活用を促進し、それらをより多くの県民に周知する必要があります。
- マナビセンターにおいては、所蔵している図書及びDVDなどの視聴覚教材の充実を図るとともに、県民の生涯学習の拠点となるように主催講座や各種講座を工夫・改善して企画・運営していく必要があります。
- 生涯学習情報システムで提供している各種情報に対して、県民による閲覧回数の増加を図る必要があります。
- 県立牟岐少年自然の家では、近年の少子化により利用者が減少傾向にあるため、主催事業等の工夫・改善を行い、県民に広く周知を図る必要があります。
- 「教育に関する県民意識調査」の結果（巻末 参考資料1（14））によれば、生涯学習社会実現のために「身近なところで参加できる講座や催し」や「地域づくりや仲間づくりに繋がる講座」、「学んだ成果を生かせる場所や機会」の充実が求められており、地域の社会教育の拠点である公民館の活動充実を図る必要があります。
- 多様な学習機会の提供をより一層充実させるために、県内の高等教育機関等や市町村教育委員会との連携を強化する必要があります。

（2）郷土とくしまから学ぶ機会の充実

背景

- ふるさとの自然や歴史、伝統文化や文化財等についての理解を深め、それらを受け継いで愛着を持つことが自らの誇りにつながります。将来、国際社会で活躍できる、誇りを持ってふるさとを語る子どもたちの育成が求められています。

成果

- 文化の森総合公園各館で所蔵する、徳島の自然や歴史・文化についての資料や、徳島ゆかりの画家・彫刻家等の美術作品等について展示・貸出をしたり、学芸員の出前授業等の普及教育活動を通じ、郷土とくしまについて学ぶ機会の提供を図りました。
- 文化の森総合公園内に移転整備した鳥居龍蔵記念博物館では、本県が生んだ偉大な人類学、考古学、民族学の先覚者である鳥居龍蔵博士が遺した貴重な資料を保存・展示し、その功績を広く紹介しています。
- 多くの学校が、各教科や特別活動等において、保存団体や地域人材の活用などにより、阿波おどり、藍染め、人形浄瑠璃、大谷焼や、地域に伝わる民俗芸能・文化財など、本県が全国に誇る伝統文化の継承・活用に取り組みました。
- 県立中学校を含むすべての公立中学校において、あわ文化に関する学習と「あわ文化検定」を実施し、22校から誕生した「あわっ子文化大使」が様々な場面で活躍しました。（再掲）
- 本県が誇る伝統文化・文化財を継承・活用するために、「ジュニア浄瑠璃フェスティバル」を開催しました。（再掲）
- 文化教育に関する人材バンクを作成し、学校の希望に応じて地域人材を紹介するなど、学校と地域人材とのコーディネートに取り組みました。（再掲）

- 文化遺産を活かした地域活性化事業において、地域の文化遺産情報発信や人材育成事業、地域の文化遺産普及啓発事業等を実施しました。

課題

- 文化の森総合公園各館で所蔵する資料や、本県が誇る伝統文化・文化財を活用し、学校教育や社会教育の場で、郷土の学習をより一層推進することが求められています。
- 文化教育に関する人材バンクを充実し、学校に対する外部講師の招へい等について支援を継続するなど、伝統文化や文化財の普及・継承に努める必要があります。

(3) 文化遺産を活用した学びの場づくり

背景

- 本県には、国指定・選定文化財 99 件、県指定文化財 335 件等、多くの文化財がありますが、史跡の指定件数は少なく、重要遺跡について、国史跡・県史跡への指定に向けた調査を進める必要があります。
- 市町村と連携し、未指定文化財も含め保護等にあたるとともに、貴重な文化財を後世に残すため、指定文化財については保存修理や整備を進めています。
- 県内に文化財活用ゾーンを 8 箇所設定し、指定文化財を核として未指定文化財等幅広く活用するなど、文化財をその周辺環境まで含めて総合的に保存・活用する方策を進めています。
- 板東俘虜収容所の関連資料は、県立文書館、鳴門市ドイツ館に数多く所蔵されています。その板東俘虜収容所が縁となって、県とニーダーザクセン州、鳴門市とリュネブルク市の交流が続いています。

成果

- 国・市町村と連携し、遍路道・札所寺院等の指定を継続的に進めるとともに、文化財の保存修理及び史跡の整備を推進しました。
- 市町村の協力を得て、有形文化財の全県的な基礎調査を行う「あわの至宝」調査・発信事業を実施しました。
- 文化財の保存・活用に向けて、埋蔵文化財総合センターでの文化財展示や講演会の開催等、住民参加による文化財を生かした地域づくりを進めました。また、学校文化財展や文化財を活用したウォーキングを開催するとともに、貴重な文化財を守るため、防災・防犯の研修等を実施しました。
- 平成 27 年度、28 年度、重要文化財「矢野銅鐸」及び「観音寺木簡」、「板東俘虜収容所関係資料」等の文化財を 4K デジタルコンテンツ化し、学校等で上映するなど教育分野での活用に取り組みました。
- 平成 29 年 5 月、「板東俘虜収容所関係資料」のユネスコ「世界の記憶」登録を目指して、徳島県、鳴門市、ニーダーザクセン州、リュネブルク市の 4 者が共同申請することで合意しました。
- 県立高校での板東俘虜収容所の歴史についての出張授業や映画「バルトの楽園」の上映、また中学・高校生を対象とした登録推進ポスターの募集等を通して、ユネスコ「世界の記憶」登録の意義を広めるとともに、シンポジウムを開催し、県民を挙げて登録への気運を醸成しました。

課題

- 国・県・市町村、所有者が協力して、文化財の保存修理、整備を計画的に進める必要があるとともに、核となる史跡の整備事業に対する支援と、新たな指定に向けた調査の支援を継続する必要があります。
- 重要文化財の公開や地域の文化財めぐりなど、文化財の活用に向けては、行政だけでなく、幅広い住民参加により、住民の手で文化財を守り、活用しようとする気運の醸成が必要です。
- 「文化財災害対応マニュアル」「文化財津波浸水予測図」等を活用し、市町村・文化財所有者への注意喚起を図るとともに、各文化財の状況に応じた防災対策を進める必要があります。
- 県内の文化財情報を集約するネットワークを構築し、活用価値を高めるシステムが必要となっています。
- 「板東俘虜収容所関係資料」など文化財に関する4Kデジタルコンテンツについて、教育分野での活用を推進していく必要があります。

(4) 学び続ける場と機会の充実

背景

- 誰もがいきいきと充実した生活を過ごせるように、学びの場の整備・充実とともに、学んだ成果を生かして、地域住民や関連する団体等が連携しながら主体的に地域課題の解決にあたっていくなど、学びと活動の循環型の仕組みが求められています。
- 少子高齢化や地域のつながりの希薄化により、地域の教育力の低下や、子どもの体験活動の不足が指摘されており、社会教育団体相互の連携が求められています。

成果

- 県立総合高等学校は、本県のまなびの拠点として講座数及び内容の充実に取り組んでおり、平成28年度の主催講座受講者数は98,563人でした。
- 県立総合高等学校では、平成28年度までにとくしま学博士として61名が認定され、講師等として活躍しているのをはじめ、各種講座の学習者や修了者が生涯学習情報システムの人材・指導者情報（まなびーあ人材バンク）や団体・サークル情報に新たに登録することにより、地域社会におけるリーダーの育成や家庭・地域の教育力向上に貢献しました。
- 県立総合高等学校では、さらに、各種講座・イベント情報や人材・指導者情報など、県内の生涯学習に関する様々な情報をインターネットで提供し、県民の多様なニーズにワンストップサービスで対応できるよう、情報の収集・発信に努めました。
- 社会教育関係者を対象に社会教育研修大会を開催し、事例報告やワークショップを通して、多様な分野・年齢層の団体・個人の交流を図り、活動の活性化を促進しました。（再掲）
- 社会教育ファシリテーター養成研修会を開催し、地域課題の解決のために活動する地域住民や機関・団体の意識を高め、効果的な連携を進める人材の育成に取り組みました。
- 社会教育主事養成事業の開始以降、平成28年度までに養成した社会教育主事は224名となり、地域の社会教育行政の中心的な役割を果たしています。

課題

- 「教育に関する県民意識調査」の結果（巻末 参考資料1(14)）によれば、生涯学習社会実現のために「身近なところで参加できる講座や催し等の充実」が強く求められています。

- 県立総合大学校の役割や取組について積極的な広報を展開し、様々な人が参加・交流できる講座の実施に取り組む必要があります。
- まなびーあ人材バンク登録者の活用を図る機会や場所を充実し、学習成果を更なる学びや活動に広げることが重要です。
- 社会教育関係者のネットワークを構築し社会教育団体の活性化を図るとともに、地域の課題解決に主体的に取り組む人材を育成する必要があります。
- 計画的な社会教育主事の養成をはじめ、引き続き、社会教育関係者の資質向上を図る必要があります。

(5) 生涯スポーツの振興

背景

- 生涯スポーツ社会の実現に向け、スポーツを「する」ことだけでなく、「みる」「ささえる」ことも含めた様々な方向からスポーツへの参画を促進するとともに、ライフスタイルに応じた多様なニーズに応える必要があります。
- 県民の誰もがスポーツに参画できる環境を整備するため、総合型地域スポーツクラブの創設・育成を支援しています。

成果

- 多くの県民が、スポーツに親しめるよう、多様なスポーツイベント等に助成を行うとともに、誰もが楽しめるスポーツイベントの開催や、情報発信を行いました。
- 観光サイクリング事業やミニガイドツーリング等を実施し、サイクルスポーツの普及、充実を図りました。また、県内のサイクルイベントを「自転車王国とくしま」としてブランド化し、県内外に情報発信を行いました。
- 総合型地域スポーツクラブに対し人材養成や指導者の派遣、クラブ間のネットワークづくりなど多面的な支援を行い、クラブの機能強化を図りました。

課題

- 本県における、成人の週1回のスポーツ実施率は平成28年度で47%であり、目標(65%)までは大きな差があります。
- 3大国際スポーツ大会に向けて県民のスポーツへの関心が高まる中、この機会を捉えてスポーツ参画人口を拡大する必要があります。

5 「基本方針5 安全・安心で魅力あふれる教育の実現」について

(1) 防災教育の充実

背景

- 南海トラフ巨大地震が30年以内に70%の確率で発生することが予測されており、自然災害から子どもたちの尊い命を守るための取組の重要性が以前にも増して高まっています。
- 東日本大震災等の教訓を踏まえ、学校施設の耐震化や防災機能の強化、地域や関係機関と連携した防災教育の充実など、ハードとソフトの両面から防災対策を推進する必要があります。

成果

- 県立学校、市町村立小・中学校などにおいて計画的に耐震化事業を進めており、平成29年4月1日現在の徳島県の耐震化率は、公立高等学校が96.3%（全国39位）、公立小・中学校は99.2%（全国28位）、公立幼稚園は94.6%（全国27位）、特別支援学校は100%（全国1位）となっています。
- 県立学校については、中核的な避難所として機能するよう非構造部材の耐震化をはじめ、ライフラインの確保に向け太陽光発電装置や自家発電装置を設置する県立学校避難所施設強化・充実事業に取り組み、平成28年度までに40校において整備に着手しました。
- 各学校においては、南海トラフ巨大地震等に備え、児童生徒自らが主体的に避難する行動力を身に付けるため避難訓練を実施するとともに、各学校や地域の実情に応じた防災訓練を実施しました。また、「学校防災管理マニュアル」に基づき、防災計画を作成し校内の防災体制を整備するとともに、「防災教育指導資料」等を活用した防災教育を推進しました。
- すべての県立中学・高等学校に防災クラブを設置し、防災活動を通して地域と連携した防災ボランティア活動に取り組みました。
- 防災士資格を取得した中学・高校生が、防災クラブを拠点として学校防災の牽引役として活動し、地域の実情に応じた防災訓練や防災ボランティアに取り組むことにより、地域防災の担い手となる人材としての育成が図られました。
- 防災スペシャリストティーチャー養成研修において、平成29年度までに教員42名を防災士の有資格者として養成し、各学校において防災クラブの指導的役割を果たしました。

課題

- 耐震化未完了の県立学校は1校であり、学校再編の進行にあわせ、計画的に耐震化を進める必要があります。市町村立学校の耐震化についても、計画的に進めることが求められます。
- 地域と連携した防災ボランティアの取組を推進するため、継続的に防災クラブの活動を支援する必要があります。
- 児童生徒が自然災害等の危険に際して自らの命を守り抜くため、主体的に行動する態度の育成を図るとともに、防災・減災の専門的な知識・技能を身に付けた中学・高校生を継続的に育成する必要があります。
- すべての県立学校に防災士の資格を有する教員を配置し、避難所開設時の初動対応や避難所運営支援等の要として活躍することが求められます。また、すべての教職員の防災教育に対する指導力や災害時における防災対応能力を高める必要があります。

(2) 安全・安心なとくしまの学校づくり

背景

- 登下校中における交通事故や子どもの安全を脅かす事件、いじめによる自殺などから、子どもたちの尊い命を守らなければなりません。
- いじめは命に関わる重大な問題であるとしてすべての教職員が認識し、組織的な対応を行うことで、未然防止、早期発見・早期対応に結びつける必要があります。
- 地域の人材や関係機関と連携しながら、子どもたちの安全確保を図る取組を支援し、児童生徒一人ひとりが生き生きと活動でき、「心の居場所」となる魅力のある楽しい学校づくりを推進する必要があります。

◎登下校時の安全確保

成 果

- 各学校では、交通安全に必要な知識・技能の習得と交通安全意識の向上を目指して指導を行うとともに、通学路の安全点検を通して危険箇所への対策を講じました。
- 県内すべての小学校区において、登下校時を中心とした子どもの安全を確保する取組として、学校安全ボランティア（スクールガード）による見守り活動が行われました。
- 地域学校安全指導員（スクールガードリーダー）の委嘱や学校安全ボランティアの養成、学校の安全体制への指導・助言等を行うとともに、警察や関係機関と連携を図り、連絡協議会を開催し、不審者情報の共有や子どもを犯罪から守る対策等に取り組みました。

課 題

- 引き続き、児童生徒の交通ルールの遵守と交通マナーの向上を図るとともに、学校安全ボランティア（スクールガード）の確保を図り、見守り活動を一層充実させる必要があります。
- 学校数の減少・統廃合により通学路の広域化が進み、新しく安全・安心確保の対策を検討する必要があります。

◎教育相談体制の充実

成 果

- 平成26年3月に策定した「徳島県いじめの防止のための基本方針」に基づき、関係機関や団体の連携を一層図る徳島県いじめ問題等対策連絡協議会、教育委員会の附属機関である徳島県いじめ問題等対策審議会を設置し、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進しました。
- いじめや不登校等の問題に対応するため、スクールカウンセラーの全公立学校への派遣を継続するとともに、平成29年4月からは、スクールカウンセラーの常勤化に向けた取組や各学校における教育相談コーディネーターの指名により、教育相談体制の充実に努めました。
- 学校だけでは解決が困難な事案に対応するため、学校問題解決支援チーム（スクールプロフェッサー）の派遣に加え、平成29年度からはスクールソーシャルワーカーを8地区（13市町教育委員会）に配置し、児童生徒や保護者への支援、関係機関との連携、働き掛け等ができる体制を整備しました。
- 県警察本部と県教育委員会を中心に、関係機関が連携し組織した阿波っ子スクールサポートチームにより問題行動等へ迅速に対応し、学校や保護者への支援を推進しました。
- 携帯電話安全教室及び人権教室を実施し、情報モラルの向上に努めるとともに、いじめ問題等対策審議会においてネットいじめ・トラブルについてのリーフレットを作成し、教職員、児童生徒、保護者への啓発・周知を図りました。
- 大学と連携して、徳島版予防教育のプログラムを活用した授業を行い、いじめや自殺の予防に向けた心の教育を実施しました。

課 題

- 平成27年度の本県公立学校におけるいじめの認知件数は1,437件、不登校児童生徒数は648人となっており、児童生徒のいじめ、不登校や問題行動等は依然として憂慮すべき状況にあります。
- 「徳島県いじめの防止のための基本方針」を改定し、学校においても各校の基本方針の見直

しを行い、いじめの問題への取組の一層の強化を図る必要があります。

- スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの人材確保、配置拡充、活用体制の整備等を進めるとともに、学校と関係機関等との連絡調整役となる教育相談コーディネーターを中心とした教育相談体制の更なる充実を図る必要があります。
- 警察等の関係機関及び専門家との連携を一層密接にした取組を行う必要があります。

(3) 社会の変化に対応した魅力ある学校づくり

背景

- グローバル化や情報化の進展、少子高齢化の進行など社会情勢の変化や、生徒や保護者の価値観が多様化している状況を踏まえ、新たな時代に対応し、様々な教育的ニーズに応えることのできる学校づくり、生徒が夢と希望を持って学校生活を送ることができる魅力ある学校づくりを進める必要があります。
- 平成18年3月に策定した「高校再編方針」に基づき、高校再編による活力と魅力ある学校づくりを推進しています。

◎リーディングハイスクール

成果

- 特色ある教育を実践するため、学力分野では城ノ内中学・高校、スポーツ分野では鳴門渦潮高校、文化芸術分野では名西高校を、それぞれリーディングハイスクールとして指定し、教育環境と教育内容の充実を図ることにより各分野を牽引する学校づくりを推進しました。
- 城ノ内中学・高校では、先取り学習や単位制導入による特色ある教育課程の展開、CALLシステム（コンピュータ支援語学学習システム）の導入、ICTを活用したアクティブ・ラーニングの実践等により、難関大学進学はもとより、グローバル社会を視野に入れた一人ひとりの進路実現を目指しました。（再掲）
- 鳴門渦潮高校スポーツ科学科を本県スポーツの拠点校として位置づけ、より高度で質の高いスポーツ教育を行うために必要な施設・設備の整備を図り、多くのアスリートによる活用促進を図りました。また、同校の専攻実技の8種目の運動部を支援するとともに、大学や各種団体等と連携し、本県の競技力向上やスポーツ振興を図りました。（再掲）
- 名西高校では、本物の文化芸術を感じる機会が増加することにより、芸術科全体がレベルアップし、県の文化芸術教育を牽引する拠点校となっています。また、生徒の情緒が安定し、落ち着いた雰囲気での学習活動が展開されるとともに、生徒一人ひとりの個性が磨かれ、将来について深く考え行動できる生徒が増加しました。

課題

- リーディングハイスクールにおける教育効果を最大限に発揮することができるよう、各校の取組を支援していく必要があります。

◎新たな高校教育の創造

成果

- 高校再編により開校した、県内初のスポーツ科学科を設置する鳴門渦潮高校、農商連携の吉野川高校及び農業科単独の小松島西高校勝浦校について、各校の取組を支援するとともに、平成26年度には商工連携のつるぎ高校を開校しました。

- 平成28年度に那賀高校に林業関係学科の森林クリエイト科を新設し、平成29年度には、池田高校辻校及び池田高校三好校を開校、城西高校に6次産業化専門学科のアグリビジネス科を新設しました。

課題

- 進行する少子化や社会情勢の変化による様々な教育課題に対応するため、高校教育において魅力ある豊かな学びを創出する方策について、引き続き検討する必要があります。

◎特色ある学校づくり

成果

- スーパーオンリーワンハイスクール事業実施校は、これまでに18校を数えており、その活動は全国大会等で入賞を果たしています。実施校決定や活動発表会では、生徒によるプレゼンテーションを実施するなど、新しい時代に求められる資質・能力の育成に向けて取り組みました。活動成果については、活動発表会の他、パネル展示の開催や発表要旨集を県内小・中学校に配布して広報するとともに、全国や海外に向けても広く発信しました。
- 同事業の平成28年度実施校である阿南工業高校の「ぼてっとライト」は、地域の原材料を用いて開発した防災用品で、離島での無料配布や高校生が中学校で出前授業を行う際の教材キットとして活用されています。
- 「NIPPON」探究スクール事業実施校は、指定期間の2年間にわたり、明治から昭和における歴史を紐解き、各時代における世界の中の「NIPPON」や、日本の中の徳島の政治や経済、あるいは外交について探究する取組を進めました。その結果、平成27年度には海部高校が全国高校歴史フォーラムで佳作（全国6位相当）を、平成28年度には池田高校が全国学芸サイエンスコンクール人文社会科学研究部門で金賞（全国1位）を受賞しました。
- 平成26年4月、盲学校・聾学校を併置する形で移転改築し、徳島視覚支援学校・徳島聴覚支援学校を開校しました。両校それぞれの専門性を生かし、在籍する盲聾児の指導における連携が図られるとともに、より個別のニーズに応じた教育相談が可能となり、平成28年度は、両校教員の協働により、地域の学校等を対象に323回の相談支援を実施しました。

課題

- スーパーオンリーワンハイスクール事業や「NIPPON」探究スクール事業の実施校が、その特色ある教育活動を深化させるとともに、生徒の多様な学びの成果を、広く発信・普及する必要があります。
- 徳島視覚支援学校・徳島聴覚支援学校については、視覚障がい・聴覚障がい教育の拠点校としてセンター的機能の充実に努める必要があります。また、特別支援学校の児童生徒等が、障がいの種別や程度に関わらず将来にわたって地域で活躍できる力を身に付けるため、各特別支援学校がそれぞれの特色を生かした地域貢献活動を推進する必要があります。

(4) 消費者教育の推進

背景

- 消費者を取り巻く環境が複雑化・多様化する中、国においては成年年齢引き下げが検討されており、消費者トラブルに遭わない自立した消費者の育成や、専門的な知識等を身に付けた指導者の養成がますます重要となっています。

- 人や社会・環境に配慮した消費行動（倫理的消費「エシカル消費」）への関心も増加しており、持続可能な社会の実現に向けた消費者力の育成が必要とされています。

成 果

- 自立した消費者の育成に向けて、平成25年度からTOKUSHIMA消費者教育活性化事業を実施し、幼稚園から高等学校までの各発達段階に応じた系統的・体系的な消費者教育に取り組みました。平成29年度までに、県内公立学校34校を実践校として指定し、その活動状況を実践報告集としてまとめ、県内に広く普及・発信しました。
- また、同事業の一環として、平成26年度からは、専門家による講演・出前授業を展開し、平成29年度までに延べ208校で実施しました。平成29年度には高校生（若年者）向け教材「社会への扉」（消費者庁作成）を活用した授業を県内の公立高校及び特別支援学校において行いました。
- 持続可能な社会の実現に向けた消費者力の育成を目的として、平成27年度、28年度には、「エシカル消費」推進プロジェクト事業を立ち上げ、エシカル消費に先進的に取り組む学校を支援しました。また、平成29年度には「GO!GO!エシカル」わくわく徳島プロジェクト事業を実施し、エシカル消費教育の推進を図りました。
- 教職員に対する消費者教育指導力向上に向けた取組として、平成29年度には鳴門教育大学プロジェクトチームと連携し、高校及び特別支援学校教職員を対象にした消費者教育指導者養成講座を開講しました。

課 題

- 成年年齢が引き下げられた場合、18歳、19歳が消費者トラブルに遭う可能性が高まります。こうしたトラブルを回避できる消費者力を身に付けられるよう、契約をはじめとする金銭・金融や情報モラル、トラブル回避の仕方等について、児童生徒の発達段階に応じた系統的・体系的な消費者教育を推進する必要があります。
- 消費者を取り巻く環境がますます複雑化・多様化していくことが予想されるため、専門的知識を持った教員の育成と指導力向上を図る必要があります。
- 「教育に関する県民意識調査」の結果（巻末 参考資料1(11)）によれば、倫理的消費（エシカル消費）に対する理解が県民の間ではまだ十分でないことから、倫理的消費（エシカル消費）の意義の普及・啓発に取り組む必要があります。

（5）きめ細かな指導体制の整備

背 景

- 変化の激しい時代を生きる子どもたちが、それぞれの個性や能力に応じてこれからの社会を生き抜いていく力を身に付け、可能性をしっかりと開花させるためには、教員が子どもと向き合う時間を確保し、きめ細かな指導を推進していくことが必要です。

成 果

- 1学級35人を上限とする少人数学級の編制については、平成26年度までに、小学校1年から中学校1年までの全学級において実現しました。また、平成27年度からは、中学校2年のすべての少人数学級編制対象校と、中学校3年の少人数学級編制対象校のうち、その実施を希望する学校を研究指定校として指定し、効果を検証しています

- 小学校段階から専門性の高い教育を推進するため、理科と英語の専科教員の配置を進めており、平成29年度は、理科4名、英語10名の専科教員を配置しました。
- 小学校全学年及び中学校3年で、1学級30人以上の学級を複数有する学校を対象に、チームティーチングや習熟度別学習などに係る教員の少人数指導加配を実施しています。平成29年度は、小学校52校に93名、中学校32校に36名を配置しました。

課題

- 現在、中学校1年まで実施している35人を上限とする少人数学級編制を、中学校3年まで拡大することの効果について、研究を進める必要があります。
- 平成32年度からの小学校英語教科化の全面実施に向けて、小学校への中学校英語二種免許状取得者の配置と、英語専科教員の拡充を進めていく必要があります。

(6) 人口減少社会に挑戦する学校づくり

背景

- 児童生徒数の減少により小規模化する学校について、教育の質を保障するとともに、魅力ある豊かな学びを創出する方策について検討する必要があります。
- 都市部と地方のオフィスを行き来する新しい働き方や、二地域居住といったライフスタイルが増えている状況を踏まえ、地方と都市の2つの学校の行き来を容易にし、双方で教育を受けることができる「新しい学校のかたち」の創設が必要となっています。

◎チェーンスクール、パッケージスクール

成果

- 平成25年度から、小規模化する学校をコストをかけずに存続させ、かつ教育の質を保障する徳島モデルの小中一貫教育として、「チェーンスクール」と「パッケージスクール」に取り組みました。
- 学校や校種を越えて、児童生徒や教職員との交流が行われ、仲間意識を強めたり、進学時における不安の軽減につながったりしました。
- 乗り入れ授業（小中の教員によるチームティーチングでの指導）や小中合同教職員研修会を通して、学習指導や生徒指導上の課題を共有し、指導方法の工夫や改善を行いました。

課題

- 乗り入れ授業の実施など、各学校の人的資源を相互に活用しながら児童生徒に多様な学びを保障するためには、各学校の枠を超えて教員が連携し、目指す子ども像や育てたい力について共通理解を図らなければなりません。
- 小・中学校の9年間を見通したカリキュラム開発などに取り組む必要があります。

◎デュアルスクール

成果

- 地方と都市の双方の立場から見た多面的な考え方のできる人材を育成するため、地方と都市の2つの学校の行き来を容易にし、双方で教育を受けることができる「デュアルスクール」の取組を始めました。
- 平成28年度、29年度に実施したモデル事例では、当該の教育委員会間で協議を行い、

住所地以外の市町村が設置する小・中学校等に就学することを認める区域外就学により児童を受け入れました。

- 児童を受け入れた小学校にデュアルスクール派遣講師を配置し、2校間の連絡業務や参加児童の学習進度の調整を行うなど、支援体制を整えました。

課題

- 区域外就学は、当該の教育委員会間の合意が必要となります。さらに、児童生徒が転学するたびに新たに指導要録を作成する必要があるなど、学校間移動に伴う事務手続が煩雑です。こうした課題を解消するため、学籍を異動させずに学校間移動を容易にする「新しい学校のかたち」の制度化に向けた取組を推進する必要があります。

(7) 私立学校の振興

背景

- 多様な教育サービスの選択肢を提供するため、公教育の一翼を担う私立学校の健全な運営や魅力ある学校づくりを支援することが必要です。
- 本県の私立学校在籍生徒数の割合は、高等学校では4.4%（平成28年5月時点）であり、全国平均31.6%を大きく下回っています。

成果

- 私立高等学校は、建学の精神に基づき独自の教育を行っており、公私立高等学校全体で教育の多様な選択肢を提供しています。
- それぞれの私立学校では、コミュニケーションを重視した幼児期からの英語教育、難関大学への進学に重点を置いた指導、優れた指導者の採用と有望な県外生徒の獲得によるスポーツ競技力の向上等、多様なニーズに対応するための特色ある教育を実践しました。
- 県内トップクラスの大学進学実績を残すなど、学力を伸ばす教育のほか、豊かな人間教育、生徒の個性を伸ばすスポーツ教育など、きめ細かな指導が行われており、本県学校教育における私立学校の役割に対し県民からの期待も高まりました。

課題

- 少子化の進行に伴う児童生徒数の減少等により、私立学校の経営環境は厳しさを増しています。こうした中、私立学校が独自性を発揮し、県民の多様なニーズに応える教育機会を提供するためには、児童生徒等の確保をはじめ、私立学校の経営を安定させるとともに、保護者負担の軽減を図る的確な支援が求められています。
- 少子化の進行、経済情勢が悪化する中、それぞれの私立学校が選ばれるためには、社会の変化や県民のニーズに合わせた、魅力ある学校づくりをより一層進める必要があります。
- 引き続き、県内私立学校の特色、校風等についての情報を積極的に発信し、各学校はもとより、本県私立学校教育の認知度を高めていく必要があります。
- 徳島県の教育力やスポーツ競技力の向上、文化振興など、全県的な取組が必要な分野について、公私立学校間の連携が十分とは言えない状況があります。今後の生徒数減少、さらには県財政が厳しい中、本県教育の一層の充実振興を図るには、公私立学校の現状や将来方針について相互認識を深めることが必要です。

(8) 希望に導く教職員の育成

背景

- これからの本県教育を担う教職員には、教職に対する強い使命感や高い倫理観はもとより、探究力や教職生活を通じて自主的に学び続ける力、専門職としての高度な知識・技能、さらには豊かな人間性や社会性等が求められています。
- 児童生徒の健全な育成を図るためには、教職員が安心して教育活動に専念し、その能力を十分に発揮できることが必要であり、教職員の心身の健康保持・増進が、ますます重要になっています。

成果

- 教員として、より優秀な人材の確保を図るため、教員採用選考審査を改善（各種資格や複数免許保有者に対する加点制度拡充、採用審査日程の工夫、広報の強化等）した結果、平成30年度教員採用審査の志願者が、5年ぶりに前年度を上回りました。
- 指導主事等による学校訪問や各種研修資料の提供を行うとともに、平成26年度から3年間、総合的な教師力向上のための研究調査事業を実施し、初任者研修の改革やメンター制等による研修実施に関する研究成果を県内に発信し、校内研修の充実を図りました。
- 総合教育センターを中心に、教職員のライフステージに応じた教員ステップアップ研修を体系的・総合的に実施しました。
- 教育職員免許法認定講習を改善することにより、特別支援学校教諭免許状保有率を高めるなど、教員の特別支援教育に関する専門性向上を図りました。
- 各所属のコンプライアンス研修に講師を派遣するとともに、夏と冬のコンプライアンス推進週間においては、すべての教職員がeラーニングによるコンプライアンス研修を受講し、知識と意識の更新が図られました。
- 教職員が意欲を持って職務に取り組むことができるよう功績表彰を行うとともに、教職員の育成や能力開発、学校組織の活性化を目指した「教職員の育成・評価システム」を実施しました。
- 教職員の意識改革、自己啓発等を進めるため、教職大学院への派遣、長期社会体験研修、小・中学校と県立学校等との間の人事交流等を実施しました。
- メンタルヘルス対策については、「徳島県教職員心の健康づくり計画」に基づき、一次予防（実態把握・予防的対策）、二次予防（早期発見・早期対応）、三次予防（職場復帰・再発予防）対策として、産業医等の関係機関とも協働・連携を図り、メンタルヘルス研修の実施や教職員相談事業、職場復帰と再発防止を目的とした職場復帰支援事業等に、継続的・計画的に取り組みました。
- 平成28年度からは、ストレスチェック（心理的負担の検査、高ストレス者への面接指導等）を実施し、教職員自身の心の健康状態の把握を促すとともに、集団分析の結果を職場の環境改善につなげることにより、メンタルヘルス不調発生リスクの低減に努めました。
- 生活習慣病対策については、出前講座や健康相談、保健指導等により、健康に関する情報提供や健康増進のための対処方法等の助言を行うとともに、生活習慣病の予防・悪化防止のため、公立学校共済組合との連携による特定保健指導の受診率向上等に取り組みました。

課題

- 教員の大量退職時代を迎え、年齢構成のバランスも考えつつ、長期的・計画的な展望を持

ち、優秀な人材の安定的確保に向けて努める必要があります。

- 新たな課題（外国語教育の充実、道徳の特別教科化、ICT、アクティブ・ラーニング等）に対応するための研修を推進・支援する必要があります。
- 多様な教育課題に対応できる組織マネジメント力の向上を図る研修や、校内研修推進のための支援策を充実させる必要があります。
- 小・中学校等の通常の学級においても特別な教育的ニーズのある児童生徒への指導が求められていることから、教員の特別支援教育に関する専門性向上を図る必要があります。
- 教職員のコンプライアンス意識の醸成に、引き続き取り組む必要があります。
- メンタルヘルス不調の未然防止のため、教職員に自己のストレス状態の気づきを促すとともに、気軽にカウンセリング等を受けることができるよう、相談体制や利用方法等について更なる周知に努める必要があります。また、職場復帰後の再発防止のため、所属や関係機関と連携した、きめ細かな支援を実施する必要があります。
- 生活習慣病の予防・悪化防止のため、健診結果の効果的な周知に努めるとともに、特定保健指導の受診や医師による面接指導等の積極的活用を促し、教職員の健康保持・増進への意識を高める必要があります。

（９）教育機関の運営体制の充実

背景

- 学校に求められる役割が拡大・多様化するに伴い、教職員の校務負担も増大を続けています。このため、学校の情報化を推進することにより教職員の負担軽減を図ることが必要です。
- 「徳島教育大綱」の実現に向け、施策・事業の検証と進捗状況の評価を実施し、結果を県民に公表するとともに、検証結果や社会情勢等の変化に応じた施策・事業の見直しが必要です。

成果

- 県立学校等を対象に、成績処理を行う学校支援システムや出張年休等の管理を行う総務事務システムを導入し、教職員の事務負担軽減に取り組みました。
- 徳島県教育振興計画を進行管理することにより、効果的な教育行政の推進と県民への説明責任を果たし、学校をはじめとする教育機関の活動のみならず、教育委員会の事務の管理・執行状況についても見直しを図りました。
- 徳島県教育行政点検・評価委員会を開催し、外部学識経験者が前年度分の教育振興計画の進捗状況等について点検・評価することにより、次年度以降の施策の改善を図りました。

課題

- 一人一台のコンピュータ環境や堅牢なネットワークシステムのもとで、授業・学習支援システムと統合型校務支援システムの連携運用を構築し、児童生徒のための教育の質的改善や保護者・地域との連携の推進につなげていく必要があります。
- 点検・評価の結果について、引き続き、報告書を作成し議会に提出するとともに、県のホームページにおいて、県民によりわかりやすく公表する必要があります。



第4章 今後5年間に取り組む施策

重点項目Ⅰ

地方創生から日本創成へ！「徳島ならではの」教育の推進

〈推進項目①〉個性、可能性を最大限に伸ばす教育の推進

施策の方向性 多様で特色ある能力・個性を伸ばす教育の推進

変化の激しい時代を生きる子どもたちが、それぞれの個性や能力に応じてこれからの社会を生きぬいていく力を身に付け、可能性をしっかりと開花させるための教育を推進します。

学力、スポーツ、文化芸術の各分野を牽引するリーディングハイスクールによる戦略的な学校づくりや新たな可能性を拓く専門学科の創設、高等教育機関との連携・強化など一人ひとりの個性を重視し、可能性を最大限に伸長する教育を推進します。

今後の取組 【関連する「第2期計画」の成果と課題 第3章1(4)(5)、2(1)(6)、5(3)(7)】

【リーディングハイスクールの充実】

- 学力分野のリーディングハイスクールである城ノ内中学・高校において取り組んでいる、ICTを活用した授業や、「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善などの成果を、県内の中学・高等学校に広く普及し、質の高い学びの実現を目指します。
- 併設型中高一貫教育校である城ノ内中学・高校を、平成32年度から本県初の中等教育学校へ移行し、難関大学・学部、スーパーグローバル大学等への進学実績の向上をはじめ、リーディングハイスクールとしての効果を最大限に発揮する教育の展開に取り組みます。
- スポーツ分野のリーディングハイスクールである鳴門渦潮高校において、更なる競技力向上を図ります。また、同校の充実した施設・設備の活用を一層推進するとともに、県外強豪校との対戦・交流や関係機関、大学との連携を密にし、スポーツ拠点校としての機能強化に取り組めます。
- 文化芸術分野のリーディングハイスクールである名西高校において、芸術を学ぶ生徒の技術力向上を図ります。また、同校と芸術系大学やプロの芸術家との連携を深めるなど多様で魅力的な文化芸術活動の推進に努め、その成果を県内外に発信します。

【個性を伸ばす特色ある学校づくり】

- スーパーオンリーワンハイスクール事業では、大学や企業、研究機関との連携を深化させ、各学校の特色ある教育活動のレベルアップを図り、全国に発信できる徳島ならではの取組を支援します。また、多くの生徒が多様な学びの成果を発表し、評価の機会を得られるよう、学校のニーズや社会の要請等を踏まえて実施要項を検討し、応募校の増加に向けて取り組めます。